

千葉県職員倫理規則の一部を改正する規則（案）の概要

令和6年1月及び2月に県土整備部の職員（当時）が収賄の疑いで逮捕され、有罪判決を受けた事案については、外部有識者による検討会議での検証を踏まえた提言を受け、9月に開催した「千葉県コンプライアンス推進本部」において「今後の再発防止に向けた取組方針」が決定されました。同取組方針では、利害関係者との飲食の届出制度に関し、自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合に金額による基準を設けない等としたことから、この方針に沿った形での千葉県職員倫理規則（以下「規則」という。）の改正を検討しています。

1 現行の飲食の届出制度（規則第10条）の目的・概要

現在、職員が自己負担で利害関係者と飲食を共にする場合、自己負担額が1万円を超える場合は事前に届出を行わせることとしています。

- 職務上必要な情報収集や意見交換等を行う際に飲食を伴うこともあることから、職員が自己負担等により利害関係者と共に飲食をすることは認められています。
- ただし、1万円を超えるような高額な飲食は、その形態によっては、接待を受けていると誤解される可能性も否定できないことから、当該飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保するため、倫理監督者（総務部長等）への事前の届出を義務付けています。
- 一方、「多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食」など、県民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるものは、届出の対象から除外されています。

2 規則第10条の改正案の内容と改正理由

現在は1万円を超える場合に届出が必要ですが、今回の改正で、金額にかかわらず全て届出の対象とする一方、不適切な関係性につながるリスクの低いものは届出の対象外とするものです。

(1) 金額基準の撤廃

- 利害関係者との飲食については、金額にかかわらず、届出の対象から除外する飲食に該当しないものは全て届出の対象とすることで、より透明性を高め、不適切な関係につながらないようにします。

(2) 新たに届出の対象から除外する飲食

- 検討会議からの提言を踏まえ、利害関係者との必要な情報交換が阻害されることを防止するとともに、制度の実効性を確保するため、透明性が確保されているなど、利害関係者との不適切な関係につながるリスクの低い飲食は、届出の対象から新たに除外します。
- 新たに届出の対象から除外することを検討している飲食は、以下のとおりです。
 - ① 県又は県に事務局を置く団体が主催する会合での飲食
 - ② 事業者等で構成される団体（営利を目的とする団体は除く。）の総会等の会議又は講演会等の会合（職員が職務として出席するものに限る。）に付随して当該団体により開催される会合での飲食 ※一例としては、業界団体の総会の後に開催される懇親会が考えられます
 - ③ 勤務時間内（休憩時間も含む。）における飲食 ※主に、出張時の昼食を想定しています
 - ④ 国や市町村等の職員との飲食
 - ⑤ 公費による飲食 ※一例としては、交際費を支出して参加する賀詞交歓会が考えられます

3 施行予定日

令和7年4月1日